

金融円滑化管理の充実

企業や個人のお客さまが必要とする健全な資金需要に対し、円滑に資金を供給していくことは、銀行の最も重要な役割の一つです。

当行は、地域金融機関として、適切なリスク管理のもと、適切かつ積極的にリスクテイクを行い、金融仲介機能を積極的に発揮するという観点から金融円滑化管理態勢の充実に努めております。

●金融円滑化管理態勢

取締役会は金融円滑化管理に関する基本方針や重要事項を決議し、当行全体に周知徹底を図っております。

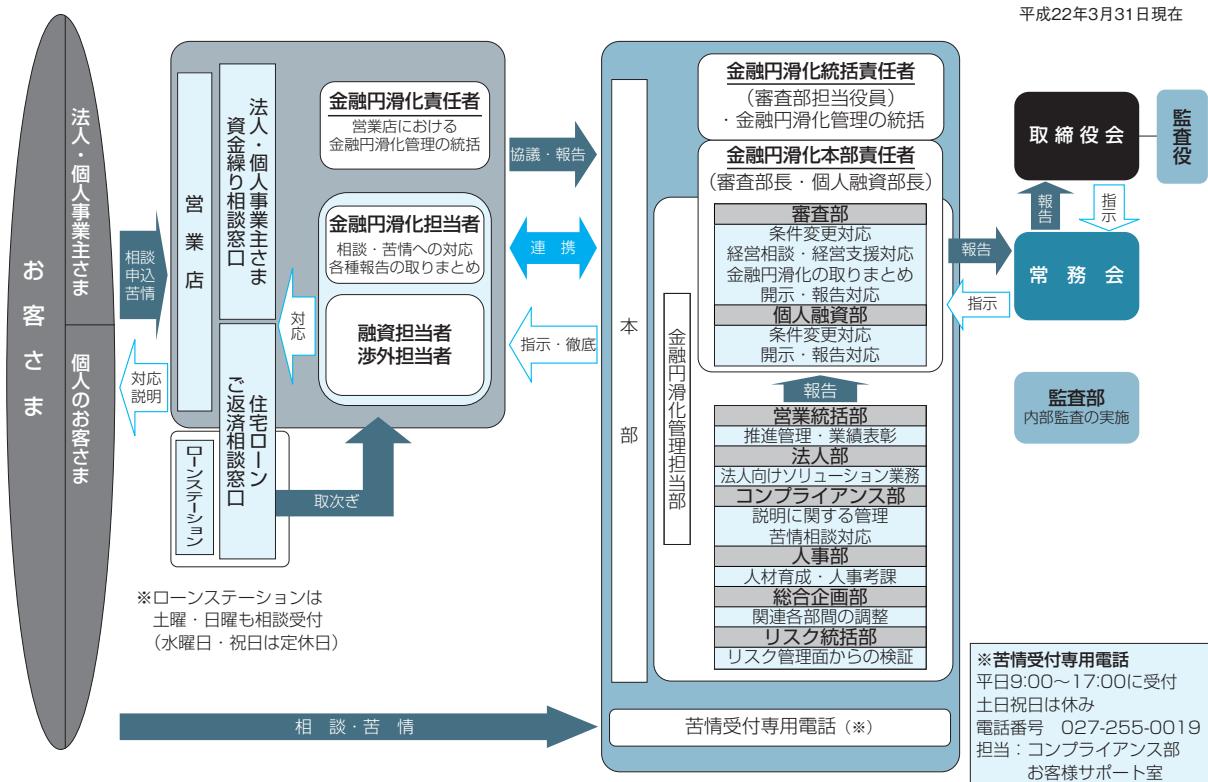
審査部主管役員が金融円滑化管理全般の担当取締役として金融円滑化統括責任者となり、金融円滑化の施策の策定や実施状況の検証、改善策の提言などを行います。また、審査部及び個人融資部の部長は、金融円滑化本部責任者として、金融円滑化統括責任者を補佐するとともに、金融円滑化の実施状況や改善策の取りまとめを行います。

金融円滑化の関連部署は、金融円滑化管理担当部として、所管業務における金融円滑化管理態勢の整備確立に向けた諸施策の立案・実行、営業店の指導、支援などを行います。

営業店においては、金融円滑化責任者及び金融円滑化担当者を配置し、お客さまからの新規お借入や借入条件の変更に関するご相談への対応や行員の指導などを行います。

＜群馬銀行の金融円滑化管理体制図＞

平成22年3月31日現在



●金融円滑化に関する基本方針

当行では「金融円滑化に関する基本方針」を定め、これに基づき金融円滑化に積極的に取り組んでおります。

(1) 新規のお借入やご返済条件変更への対応

お客さまから新規のお借入れやご返済条件の変更等のご相談・お申込みがあった場合には、お客さまの現状や今後の見通し等を正しく把握したうえで、適切に対応するよう努めます。

(2) 経営相談・経営支援

お客さまから経営に関するご相談があった場合には、真摯な対応を心がけます。特にお客さまが経営改善計画を新たに策定される場合や策定済の計画を見直される場合には、積極的に支援や助言を行います。また、当行が持つ情報機能やネットワーク等を積極的に活用したコンサルティング機能の発揮に努めます。

(3) 人材育成

ご融資の審査や経営相談への対応等に関する行員の能力向上のために、研修制度の充実などに積極的に取組み、お客さまのご要望に的確にお応えできるよう努めます。

(4) お客さまへの説明

新規のお借入れやご返済条件の変更等のお申込みがあった場合には、お客さまに適切かつ詳細な情報の提供と説明を行うよう努めます。また、ご希望に添えない場合には、お客さまのご理解とご納得をいただけるよう、その根拠を明らかにし、誠意をもって説明するよう努めます。

(5) お問い合わせ・ご要望等への対応

新規のご融資やご返済条件の変更等のご相談、お申込みに関して、お客さまからお問い合わせ、ご相談、ご要望および苦情のお申出があった場合には、お客さまのご理解とご納得を得られるよう丁寧な説明に努めます。

(6) 中小企業金融円滑化法（注）への対応

- A. お客さまのご返済条件の変更等を行うにあたり必要な場合には、他の金融機関、信用保証協会、企業再生支援機構、住宅金融支援機構等の関係機関と緊密な連携を図ります。
- B. 中小企業金融円滑化法に基づく開示や報告を適切に行うための態勢を整備します。

（注）「中小企業者等に対する金融円滑化を図るための臨時措置に関する法律」

●中小企業金融円滑化法への対応

平成21年12月に施行された中小企業金融円滑化法に基づく中小企業者及び住宅資金借入者に対する借入条件変更などの実施状況は次の通りです。
(単位：件／百万円)

	申込み	実 行	謝 絶	審査中	取下げ
中小企業者	件 数	4,281	3,363	26	674
	金 額	84,974	68,942	603	11,469
住宅資金借入者	件 数	505	187	32	181
	金 額	6,196	2,292	355	2,339
(注) 1. 件数・金額は中小企業金融円滑化法施行日（平成21年12月4日）から平成22年3月31日までの累計です。 2. 件数は債権単位、金額は条件変更のお申込み受付時点の債権額です。					

(注) 1. 件数・金額は中小企業金融円滑化法施行日（平成21年12月4日）から平成22年3月31日までの累計です。
2. 件数は債権単位、金額は条件変更のお申込み受付時点の債権額です。